

地域保健対策検討会開催要綱

1. 目的

- (1) 地域保健対策の推進については、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の定めるところにより、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るための地域保健対策を総合的に推進してきたところである。
- (2) これまで、医療計画の一部として、各都道府県において、任意的記載事項を中心に「地域保健医療計画」を策定してきたところであるが、今般、地域保健対策をさらに推進する観点から、都道府県域における地域保健計画（仮称）の策定を推進し、同計画の位置づけを明確化し、地域保健体制の整備に関する都道府県の役割及び裁量を拡充することとしたため、本検討会において同計画の具体的な策定手続きや評価の在り方について検討する。
- (3) また、社会的状況の変化等に伴い、公衆衛生分野において従来にも増して必要性が大きく認識されるようになってきた施策もある（例：SARSをはじめとした新興・再興感染症その他の原因による健康危機管理事例への的確な対応）。したがって、それらの新たな施策を実施するための体制や関連制度の整備等についても合わせて検討し、今後の地域保健対策のあるべき姿を明らかにする。

2. 検討事項

検討会における主な検討事項は、次のとおりとする。

(1) 地域保健計画（仮称）について

- ① 計画の策定手続
- ② 計画の評価
- ③ その他

(2) 公衆衛生の新たな潮流に即した体制及び制度の整備について

- ① 地域における健康危機管理に関する基本的な考え方
- ② 健康危機管理実施体制
- ③ その他

3. 本検討会の委員は別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 検討会は、健康局長が開催する。
- (2) 検討会には、座長を置くものとする。
- (3) 会議は原則公開とする。
- (4) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。
- (5) 本要綱に記載のないものについては別途定めるものとする。

地域保健対策検討会委員

(敬称略・五十音順)

- | | |
|--------------------|---|
| いなば かずと
稲葉 一人 | 科学技術文明研究所特別研究員 |
| いまむら ともあき
今村 知明 | 東京大学医学部付属病院企画経営部長 |
| うえむら ひさし
植村 尚史 | 早稲田大学人間科学部健康福祉科学科教授 |
| おかべ のぶひこ
岡部 信彦 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| かわはら かずお
河原 和夫 | 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科
医療政策学講座・政策科学分野教授 |
| さとう としのぶ
佐藤 敏信 | 岩手県保健福祉部長 |
| そね ともふみ
曽根 智史 | 国立保健医療科学院公衆衛生政策部長 |
| たまがわ じゅん
玉川 淳 | 三重大学人文学部社会科学科助教授 |
| つした かずよ
津下 一代 | あいち健康の森健康科学総合センター指導課長 |
| なかの のりこ
中野 則子 | 兵庫県健康生活部健康増進課長 |
| はやし けんじ
林 謙治 | 国立保健医療科学院次長 |
| むらた まさこ
村田 昌子 | 茨城県保健福祉部子ども家庭課少子化対策室長 |
| やまもと みやこ
山本 都 | 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第三室長 |